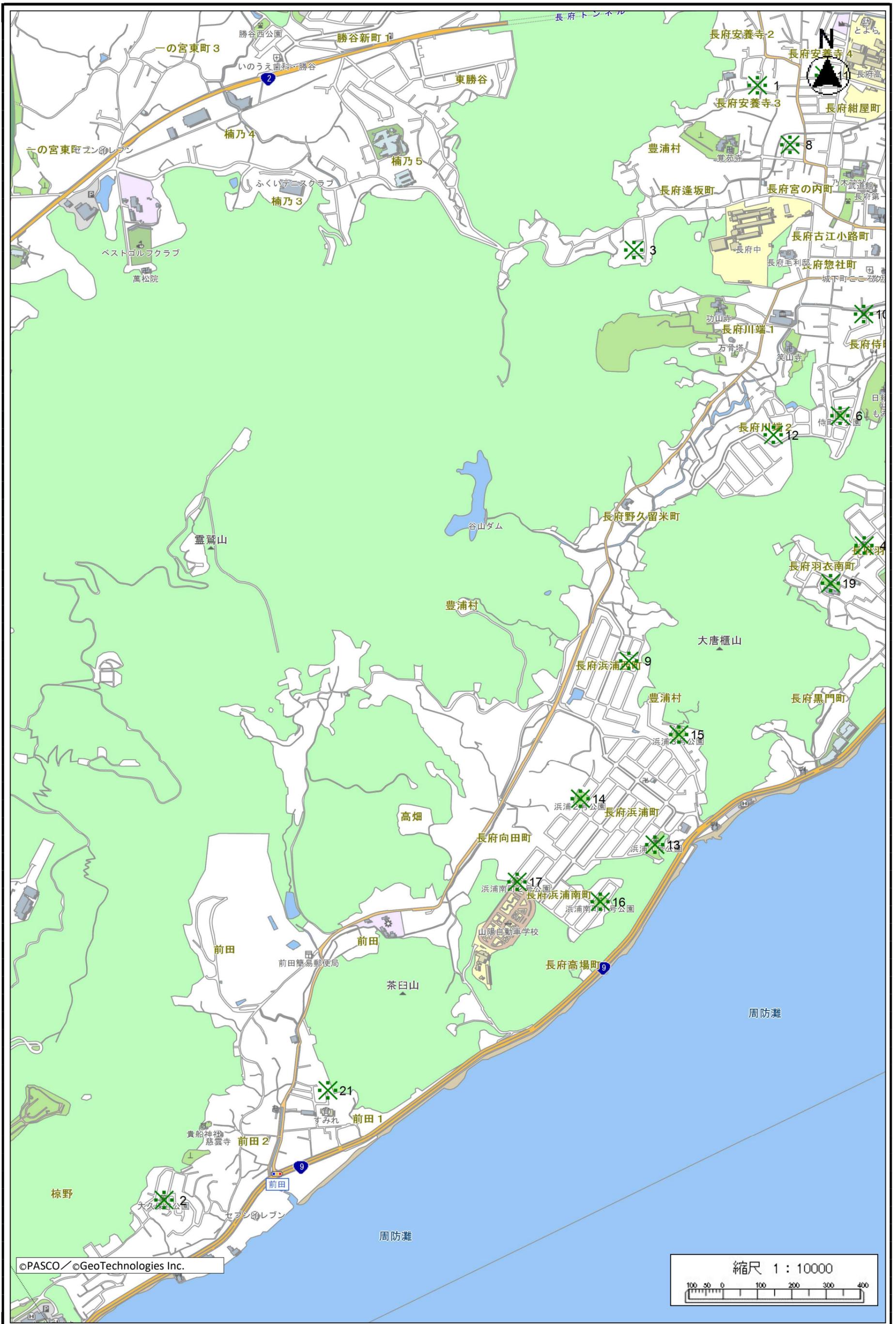


業務は、委託契約書の実施箇所(以下「実施箇所」という。)の塵芥処理等を行うものとする。  
業務の種類、実施時期等は以下のとおり。

<p>1. 塵芥処理 4月、5月、6月、7月、8月、9月、 10月、11月、12月、1月、2月、3月 計 12 回</p> <p>※ 指定公園内の塵芥処理を概ね1ヶ月に1回の頻度となるよう 収集分別、運搬処理する。愛護会がある公園においては、第 1月曜日の近日に廻ることとする。また、愛護会の収集した塵 芥については随時処理するものとする。</p> <p>2. 草刈業務 ・草刈 5月、10～11月 計 2 回</p> <p>3. 芝刈除草業務 7 月 計 1 回</p> <p>4. 樹木管理業務 ・剪定下木A ツツジ類 4～6月 計 1 回 ※ 剪定下木Aについては、花期終了後花芽がつく前までに剪 定することとする。 ・剪定下木B アジサイ・マサキ・アベリア類 7～8月 計 1 回</p> <p>・剪定上木(1) 計 20 本</p> <p>・剪定上木(2) 計 10 本</p> <p>・剪定上木(3) 計 10 本</p>	<p>5. 公園施設安全点検 4月 計 1 回</p> <p>※ 設計図書のパーク施設安全点検表に基づき、その月内に点検を実施す るものとする。</p> <p>※ 塵芥処理等に当たっては、管理業務委託共通仕様書を遵守すること。</p> <p>※ 指定月内に実施箇所の塵芥処理等を実施すること。 特に指定がない場合は、甲と協議の上、決定する。 また、予定月によりがたい場合においても、甲と協議の上、決定する。</p> <p>※ 台風等その他やむを得ない事由により剪定等の対象となる樹木の面積 が減少した場合は、乙は、減少した面積と同等の面積の樹木剪定等を行 うものとする。 その場合、剪定等をする樹木については、甲が指定する。</p> <p>※ 公園ごとの具体的な内容は、別紙2のとおりとする。 なお、別紙2の内容に相違がある場合は、委託者と協議すること。</p> <p>※ 各業務の実施に当り留意する事項は別紙3のとおり。留意事項に変化を 確認した時は委託者に連絡する。</p>
---	---







位置図

